

寢屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業
基本設計・実施設計業務委託に係るプロポーザル募集要項

目次

1	業務概要	P 2
2	プロポーザル方式の型式	P 4
3	参加資格要件	P 4
4	第1次審査に関する質疑受付・回答	P 6
5	参加表明者の受付	P 7
6	第1次審査の方法、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼	P 7
7	第2次審査に関する質疑受付・回答	P 9
8	第2次審査の方法	P 9
9	審査結果通知	P10
10	契約候補者の公表方法	P10
11	契約締結手続	P10
12	その他プロポーザル参加者への周知事項	P10
13	失格事項	P11
14	実施スケジュール	P12
15	採点基準表	P13
16	辞退について	P15

1 業務概要

業務名	寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業基本設計・実施設計業務委託
業務目的	<p>(業務目的) 『まちと自然が調和した学校』 ～公園都市に位置する、まちの成長を牽引する存在として～</p> <p>現在、寝屋川市（以下「市」という。）においては、人口増加期に転入した世代が一斉に 70 代・80 代を迎え、人口のボリュームゾーンであるシルバー世代の社会保障関連経費が増加し、市の経営を圧迫する「市民サービスの危機」、そして、市における公共建築物の約 85%が築 40 年を超えつつあり、その老朽化対策に今後 20 年間で膨大な財源が必要となる「都市インフラの危機」という 2 つの危機がある。</p> <p>この 2 つの危機の解決のために、市では、京阪沿線の「京阪軸」に加え、JR 片町線（学研都市線）沿線の「学研都市軸」のまちづくりを積極的に進め、そこに子育て世代を中心とした担税力に富む若い世代をターゲットとして誘致することにより、市内全域の人口の年齢構成のリバランスを行い、税収の構造を安定化させることを目的とする『2 軸化構想』の策定に向け検討を進めているところである。</p> <p>これまで市においては、「心豊かで、思いやりがあり、元気に生きる子」を目指す子ども像とし、平成 17 年度から義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める小中一貫教育を推進し、全中学校区で特色ある中学校区づくりに取り組む中で、子どもたち一人一人の学力・心力・体力の向上に努めてきた。</p> <p>そのような中、次なる小中一貫教育を推進し、義務教育全体の質と子どもたちの学力・心力・体力の更なる向上を図るため、平成 29 年 4 月に「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」を策定し、第四中学校区に施設一体型小中一貫校を設置、その他 11 中学校区は施設分離型小中一貫校への移行を行うこととする方向性を示し、第四中学校区の小中一貫校設置に係るスケジュール、施設概要等について示した「第四中学校区小中一貫校建設方針」を平成 30 年 3 月に策定したところである。</p> <p>「2 軸化構想」においては、星田駅から忍ヶ丘駅に至る寝屋川公園駅を中心とした沿線の広範なグランドデザインを戦略的に描き、それに基づき都市計画などの大胆な緩和変更を加えていくなかで、第四中学校区小中一貫校を JR 学研都市沿線のまちづくりのメインアイコンとして位置づけ、そのあり方・教育カリキュラムをさらに充実したものとするべく、現在、下記の新たな視点を掲げ、拡充検討を行っている。</p>

	<p><新たな視点></p> <p>① まちづくりの「メインアイコン」となるデザイン性のある学校</p> <p>② 新住民を呼び込む（対外的）訴求効果のある学校</p> <p>③ 「寝屋川方式」の学習法の確立 ～考える力、学力、体力をつける学校～</p> <p>本事業は、このような中長期的なまちづくりの視点に立ち、まちの象徴的な施設として、また、小中一貫教育の先導役となる「寝屋川方式」の教育を実践・牽引する学校建設を行うものである。</p> <p>また、この学校や本市で学びたいと思う人が増加し、地域に移住するなど、新住民を呼び込む（対外的）訴求効果の高い施設を実現するため、民間活力を活用することにより、より効率的かつ効果的な事業実施を図るものである。</p>					
業務期間	契約締結日から令和3年3月31日まで					
業務内容	<p>別紙「仕様書」のとおり。</p> <p>寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業基本設計・実施設計業務（以下「本業務」という。）は、現明和小学校用地内に建設を予定している（仮称）第四中学校区小中一貫校の設計に係る以下の設計業務を行うものである。</p> <p>i) 第四中学校区小中一貫校に係る設計業務</p> <p>ii) 明和小学校等の解体に係る設計業務</p> <p>iii) 設計に伴う積算業務</p> <p>iv) 起債、交付金等に係る図書作成等の支援業務</p> <p>v) 関係法令等に基づく各種申請書類作成・協議業務</p> <p>※ その他、業務の詳細は、別紙寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業基本設計・実施設計業務委託仕様書による。</p>					
見積限度額 (税抜き)	376,100,000円					
業務実施上の条件	業務の履行に当たっては、学校教育部教育政策総務課と十分に連絡・調整を図ること。					
所管課	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">学校教育部 教育政策総務課</td> <td style="width:15%;">担当者</td> <td style="width:20%;">矢田、浦戸</td> <td style="width:10%;">電話</td> <td style="width:30%;">072-813-0070 (直通)</td> </tr> </table>	学校教育部 教育政策総務課	担当者	矢田、浦戸	電話	072-813-0070 (直通)
学校教育部 教育政策総務課	担当者	矢田、浦戸	電話	072-813-0070 (直通)		

2 プロポーザル方式の型式 公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

【参加者の構成要件】

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、単体事業者又は共同企業体（以下「JV」という。）によるものとする。
- (2) JVを構成する構成員（以下「構成員」という。）が本公募における他の応募者でないことを要件とするとともに、JVの中から代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定め、代表事業者が本市への参加表明書の提出、質疑を行うものとする。

【参加者（単体事業者又はJVにおける構成員）の共通要件】

- (1) 募集開始の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成15年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 募集開始の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成23年3月11日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (3) 募集開始の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 「寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会規則」に基づく選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する事業者等又はその事業者等と、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 市がアドバイザー支援業務を委託している下記の受注者及びその協力会社と、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

受注者	株式会社 地域経済研究所（大阪府中央区）
協力会社	株式会社 地域計画建築研究所（大阪府中央区）

- (10) 本社の所在地が日本国内であること。

【単体事業者又はJVにおける技術者の配置等共通要件】

- (1) 次のアからコまでに掲げる要件を満たす技術者を配置すること。
 - ア 管理技術者及び意匠・構造、電気、機械、土木の業務分野に掲げる主任技術者を配置すること。
 - イ 施設計画全体とまちづくりとの整合性の確保とともに、小中一貫校建設の新たな視点を具現化するため、マーケティング等に基づく新住民を呼び込む（対外的）訴求効果を検証し反映できるよう設計監修者を配置すること。

なお、設計監修者は、管理技術者及び主任技術者を兼任していないこと。
 - ウ 管理技術者と主任技術者（意匠・構造）を兼任することは可能とする。
 - エ 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
 - オ 管理技術者は、原則、市との定例的な打ち合わせに毎回出席するとともに、設計監修者と綿密な調整を行うこと。
 - カ 主任技術者は、管理技術者の下で各業務分野を総括するものであり、原則、市との定例的な打ち合わせに毎回出席できること。
 - キ 管理技術者及び主任技術者（意匠・構造）は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士であること。
 - ク 主任技術者（電気）及び、主任技術者（機械）は建築士法第 2 条第 2 項に定める一級建築士又は建築設備士であること。
 - ケ 主任技術者（土木）は技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 32 条に定める技術士（建設部門[都市計画及び地方計画]又は総合技術監理部門[建設：都市計画及び地方計画]）であること。
 - コ 本業務における管理技術者、主任技術者並びに設計監修者は提出書類に記載された者から、変更できない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由があると市が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

【単体事業者の場合における実績等要件】

- (1) 単体事業者は、申請日現在に、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、測量・建設コンサルタントの業種「建築関係建設コンサルタント」を希望していること。
- (2) 単体事業者は、国内において元請として、募集開始日までの間に完了した、次に掲げるいずれかの基本設計又は実施設計業務の履行実績を有すること。

【単体事業者の履行実績】

平成 16 年 4 月 1 日以降、募集開始日までに業務が完了した延べ面積 5,000 m²以上の「同種施設」（校舎等学校施設（公立、私立を問わない）以下同じ）の新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務

【注釈】

※増築の場合は、増築部分の面積とする。

- (3) 管理技術者と主任技術者（意匠・構造）は単体事業者に所属していること。
（所属とは、参加表明書の提出締切日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。）
- (4) 単体事業者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

【JVの場合における実績等要件】

- (1) 代表事業者は、申請日現在に、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、測量・建設コンサルタントの業種「建築関係建設コンサルタント」を希望していること。
- (2) 代表事業者は、国内において元請として、募集開始日までの間に完了した、次に掲げるいずれかの基本設計又は実施設計業務の履行実績を有すること。

【代表事業者の履行実績】

平成16年4月1日以降、募集開始日までに業務が完了した延べ面積5,000 m²以上の「同種施設」（校舎等学校施設（公立、私立を問わない）以下同じ）の新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務

【注釈】

※増築の場合は、増築部分の面積とする。

- (3) 管理技術者と主任技術者（意匠・構造）は、代表事業者に所属していること。
（所属とは、参加表明書の提出締切日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。）
- (4) 代表事業者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
なお、JVにおける主任技術者（電気）及び主任技術者（機械）は、JVを構成する構成員に所属していること。
（所属とは、参加表明書の提出締切日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。）

4 第1次審査に関する質疑受付・回答

質疑の受付	受付期間	令和元年10月25日(金)から令和元年11月1日(金)午後5時まで(必着)
	提出方法	質疑書(様式18)により、電子メールで後記5(5)のメールアドレス宛てに提出すること。その際のメール標題は「小中一貫校施設整備事業基本設計・実施設計業務委託に係るプロポーザル募集要項第1次審査に関する質問について」とすること。 電話及び直接来庁による質疑には応じない。

質疑の回答	令和元年11月7日（木）に、質疑回答書により、寝屋川市教育政策総務課のホームページにて掲載（回答）する。
-------	--

5 参加表明者の受付

(1)提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式1） ②参加事業者一覧表（様式2） ③会社概要票（様式3） ④共同企業体協定書及び委任状（様式4）※JVで参加の場合のみ提出 ⑤業務実績調書（様式5）※JVで参加の場合、代表事業者のみ提出 ⑥管理技術者調書（様式6） ⑦主任技術者（意匠・構造）調書（様式7） ⑧主任技術者（電気）調書（様式8） ⑨主任技術者（機械）調書（様式9） ⑩主任技術者（土木）調書（様式10） ⑪設計監修者調書（様式11） ⑫業務にあたっての考え方（第1次審査）（様式12） 【添付書類】 （様式3）一級建築士事務所としての登録を証明する書類の写し （様式5～様式11）業務実績の確認書類（※） （様式6～様式11）雇用関係を証す書類の写し （様式6～様式11）資格証等の写し （※）発注者の証明書の写し、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）、TECRIS（業務カルテ）、PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所には目印（マーカー等）を付けること。	
(2)提出部数	各12部（原本1部、副本11部）	
(3)提出期間	令和元年11月18日（月）から令和元年11月25日（月）午後5時まで（必着）	
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。	
(5)提出場所	住 所	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
	所管課	学校教育政策総務課
	担当者	矢田、浦戸
	電 話	072-813-0070（直通）
	E-mail	kyouiku@city.neyagawa.osaka.jp

6 第1次審査の方法、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件、提出された調書書類に係る実績及び提案内容（以下「参加資格要件等」という。）を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 第1次審査

参加資格要件等を書類審査し、高い評価を得た参加表明者（5者以内）を選定するものとし、同点の場合は、後記15(1)第1次審査における評価基準における「提案内容における評価」の得点が高いものを選定する。

なお、選定委員会において、採点基準表に基づき評価を行い、その選定基準は、後記15(1)第1次審査における評価基準によるものとする。

選定委員会委員名簿

	氏名	所属等
委員	荒木 和美	寝屋川市 理事兼管理監 寝屋川市教育委員会事務局 教育次長 兼 学校教育部長
委員	安東 茂樹	芦屋大学 経営教育学部 教授
委員	大坪 信幸	寝屋川市 まち政策部長
委員	佐々木 厚司	大阪電気通信大学 工学部 建築学科 教授
委員	杉本 達也	寝屋川市 経営企画部長兼市長室長
委員	平田 陽子	摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 教授
委員	吉村 英祐	大阪工業大学 工学部 建築学科 教授

※委員名簿については、氏名順、敬称略。

(2) 第1次審査結果の通知及び企画提案書等の提出依頼

「参加資格等審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」により、参加資格要件等を満たしていることを通知するとともに、企画提案書及び調書等（以下「企画提案書等」という。）の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法等

	内 容	様 式
(1)提出書類	① 企画提案書等提出届	様式13
	② 誓約書見積内訳書は任意様式	様式14
	③ 企画提案書 ※企画提案書を保存したCD-R又はDVD-Rを1枚同封すること。	様式15
	④ 業務工程表	任意様式
	⑤ 見積書 ※ 見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を除いた金額（1,000円止め）を記載すること。	様式16
	⑥ 見積内訳書	任意様式

(2)提出部数	5(2)に同じ
(3)提出期間	令和2年1月8日(水)から令和2年1月15日(水) 午後5時まで(必着)
(4)提出方法	5(4)に同じ
(5)提出場所	5(5)に同じ

(3) 第2次審査への参加資格等がないと認めた者

「参加資格等審査結果通知書」により、第2次審査への参加は認められない旨を通知する。

7 第2次審査に関する質疑受付・回答

質疑の受付	受付期間	令和元年12月9日(月)から令和元年12月16日(月) 午後5時まで(必着)
	提出方法	質疑書(様式18)により、電子メールで5(5)のメールアドレス宛てに提出すること。 電話及び直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和元年12月27日(金)に、質疑回答書により、企画提案者全員に対し、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに、電子メールで回答する。	

8 第2次審査の方法

(1) 第2次審査

選定委員会において、採点基準表に基づき、企画提案書の内容等について後記15(2)~(4)に基づき評価を行い、契約候補者及び次点者(以下「契約候補者等」という。)を選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

第2次審査にあたっては、企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施予定日：令和2年2月14日(金) ※予定

時刻及び場所等は、企画提案者に別途通知する。

イ 時間は45分(説明30分、質疑応答15分)を予定している。

ウ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。なお、企画提案書のパネル化、プロジェクター(Microsoft PowerPoint 対応)を使用したスライドの使用は可とする。

エ 出席者は、一提案者当たり管理技術者を含め最大5名までとし、説明は管理技術者又は主任技術者が行うこと。

JVで参加する事業者については、JVを一提案者とみなす。

また、やむを得ない場合により、参加できないときは市と協議すること。

オ 公平性を期すため、社名等は伏せること。

9 審査結果通知

- (1) 契約候補者への通知
「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」により通知する。
- (2) 次点者への通知
「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」により通知する。
- (3) 上記ア及びイ以外の者への通知
「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」により通知する。

10 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

11 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

12 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 本プロポーザル参加者に対して報奨は支払わないものとする。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 委託業務における主たる業務部分の再委託は行わないものとする。ただし、業務の一部の再委託の場合は、市と協議した上で行うものとする。
- (6) 本公募に係る提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が審査結果の公表や必要と認めるとき、市は事前に参加者と協議の上で、提出書類の全部又は一部を必要な範囲で無償使用できるものとする。また、契約に至らなかった参加者の提出書類については、市による事業選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
- (7) 参加者の提出書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加

者が負うものとする。

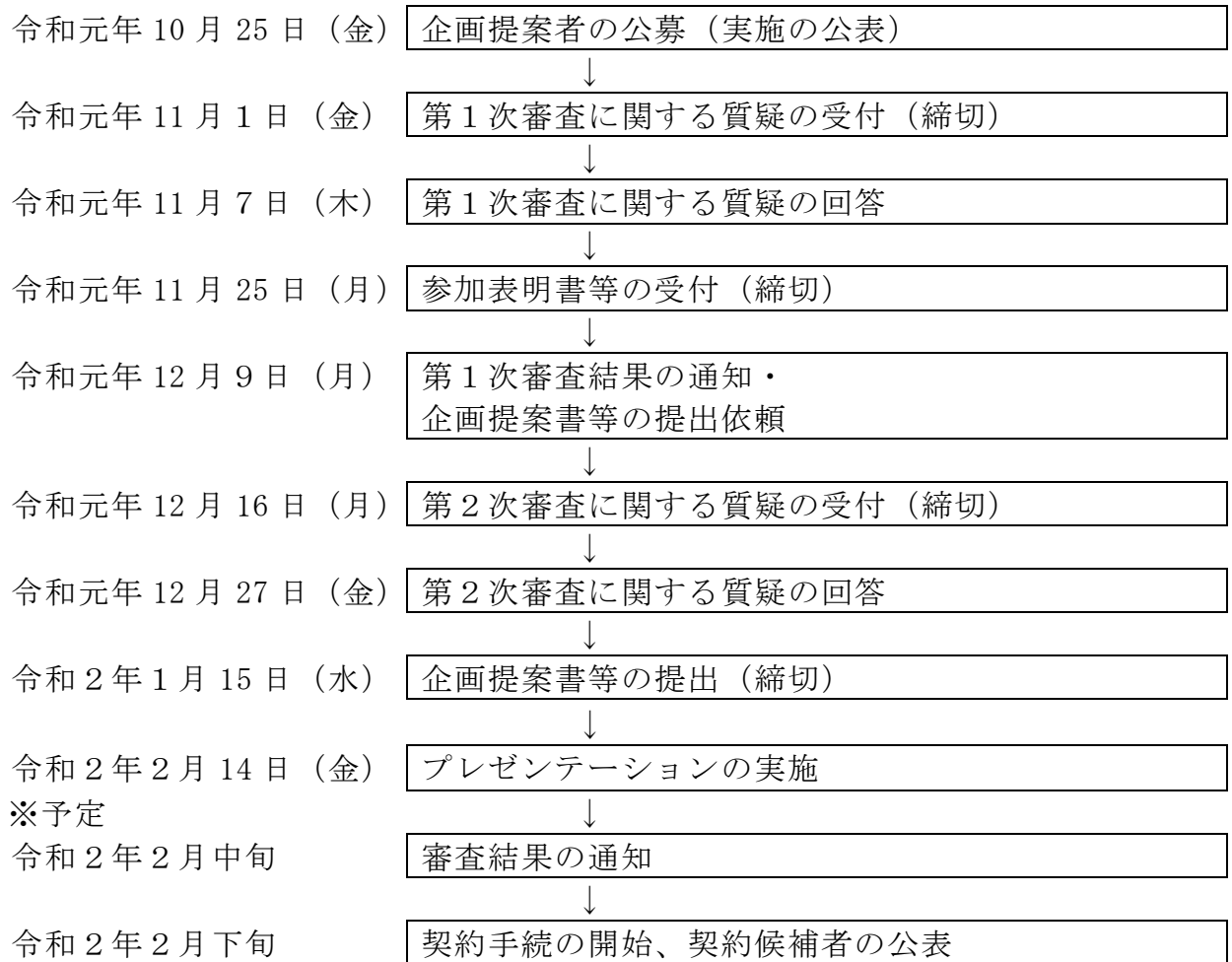
- (8) プロポーザルに係る提出書類を対象にした情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。
- (9) 受託者は、業務遂行により得た書類、情報等について知り得た知識、情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (10) その他、受託に係る企画提案書等の必要な見直し、業務を実施する上で新たに発生した事項等については、市と協議した上で対応するものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。なお、市が悪質と認める場合には指名停止措置を行うこともある。

- (1) 提出書類等に虚偽の記入をした者
- (2) 応募資格の要件を満たさない者。
- (3) 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 選定委員会の委員又は関係者と本プロポーザルに関する接触を行った者。
- (6) 提出書類等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
- (7) その他、選定委員会が不適格と認めた者。

14 実施スケジュール



15 採点基準表

(1) 第1次審査における評価基準 (70/200)

ア 評価項目、評価の視点

(ア) 提案内容における評価

評価項目	評価の視点 (主なテーマ)	配点
本業務にあたっての考え方	参加表明者の実績や先進事例等に基づき、小中一貫校建設による新住民を呼び込む(対外的)訴求効果を具現化するための手法や考え方について	25点
	上記を踏まえた本業務における実施体制の考え方について	

(イ) 実績における評価

評価項目	評価の視点 (資格・実績)	配点
事業者の設計業務の実績	平成16年4月1日以降、募集開始日までに業務が完了した延べ面積5,000㎡以上の「同種施設」(校舎等学校施設(公立、私立を問わない)以下同じ)の新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務の件数	15点
	※1 受賞歴の件数	
設計監修者の実績	小中一貫校建設の新たな視点の具現化に有益と考えられる実績 ※2 本業務に有益と考えられる受賞歴を含む。	10点
管理技術者の実績	平成16年4月1日以降、募集開始日までに業務が完了した延べ面積5,000㎡以上の「同種施設」の新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務の件数	10点
	※1 受賞歴の件数	
主任技術者の実績 (意匠・構造、電気、機械について評価)	平成16年4月1日以降、募集開始日までに業務が完了した延べ面積5,000㎡以上の「同種施設」の新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務の件数	10点

※1 「事業者の設計業務の実績」、「管理技術者の実績」における受賞歴の対象は、日本建築学会(学会賞)、日本建築家協会(日本建築大賞、建築家協会賞)、公共建築協会(公共建築賞、特別賞)、日本建設業連合会(BCS賞)の受賞に限る(なお、海外受賞歴についてはその内容により評価を行う)。

※2 受賞歴は、その内容により評価を行う。なお、社内等のコンクール等の受賞歴は評価しない。

(2) 第2次審査における評価基準（企画提案の評価）（110/200）

ア 評価項目、評価の視点

評価項目		評価の視点	配点
大項目	中項目	小項目	
新住民を呼び込む（対外的）訴求効果	訴求効果を具現化する方法論	<ul style="list-style-type: none"> 「2軸化構想」を見据えたこの学校の位置付けや、まちづくりとの相乗効果について（「2軸化構想」の理解度） この学校で教育を受けることを目的として市外から移住してもらえよう新住民を呼び込む（対外的）訴求効果を持たせるための方法及びその過程、考え方について 統計資料や独自のエビデンスに基づく考察 	60点
まちづくり	地域での在り方についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> JR学研都市沿線のまちづくりにおけるメインアイコンとして魅力的で効果的な施設を実現する考え方（「市の基本的な考え方」の理解度） 都市と自然の調和を目指し、まちの成長を牽引する存在としての視点や考え方 	10点
施設計画	多様な教育に対応できる学校	<ul style="list-style-type: none"> 「考える力」、「学力」、「体力」をつけることができ、多様な異学年交流ができる学校の考え方 ICT機器の活用、英語教育の推進等、特色ある教育に寄与する施設の考え方 児童・生徒の体格差や授業時間の違いなどに対応できる施設の考え方 	20点
	安全・安心な学校、地域・防災の拠点となる学校	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の動線、登下校、学校利用者の通行への安全確保及び防犯対策の考え方 災害時に児童・生徒や地域住民が利用する地域の避難拠点として機能する施設の考え方 	
配置計画、維持管理運営への配慮	敷地条件の考え方、効率的な維持管理運営の実現に向けた考え方	<ul style="list-style-type: none"> 限られた敷地を最大限活用する土地利用の考え方 効率的な維持管理（ライフサイクルコストや環境負荷の低減等）を実現するための考え方 	10点
事業実施方針	本業務及び事業全体の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 本業務における担当チームの特徴及び市との連携方法 小中一貫校設置全体の事業スケジュールおよび事業予算との整合性確保の方策 	10点
第2次審査評価点（計）			110点

※審査の結果、「企画提案書の評価」の評価点が110点満点中66点に満たない場合は、最優秀提案者として選定対象としない。

(3) **価格提案の評価（20/200）**

価格提案に応じた算定式により市が算出し、評価点とする。

(4) **契約候補者の選定基準**

契約候補者の選定は、以下の式に基づき決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{第1次審査評価点}) + (\text{第2次審査評価点}) + (\text{価格提案評価点})$$

総合評価点が最も高い者を契約候補者等として選定する。この場合において、総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額の場合は、くじにより契約候補者を選定する。

16 辞退について

プロポーザル参加表明書を提出したものが、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、参加辞退書（様式17）を提出すること。